

ブレア、ギデنزの政治と 福祉の第三の道

檜 原 朗

1. 変化した状況のなかでの第三の道へ

20世紀の終り頃、イギリスは1970年代末頃の斜陽の国のイメージからの脱却が急であった。70年代末頃からのサッチャリズムの貫徹、労働党の路線転換により、70年代末とは異なった状態になりつつあった。サッチャーは80年代の時代文脈を先取りし市場改革の旗手となった。ところが、それは経済の効率化一本槍の市場主義改革であった。

保守党は貧困と不平等を三つの重要な方法で再定義した。第一にわれわれは国の機能を社会的不正義の広範な問題に取り組むよりも、貧困にある者に対し最低限を提供するものとしてその役割をみた。かわりに、市場は生活水準を引き上げるために迎合するものとみる。第二に彼らは貧困の存在そのものを否定することを企てた。そしてその結果、第三に貧困に対する個人的責任を非常に重視した。ニューライトは貧困を「依存」として再定義した。その結果、保守党政権のもとでの社会保障は多くは、資力調査を通じてのターゲット化の強化の形をとった。それは社会保障給付費の削減を旨とするものであったが、そのレトリックとは反対に増加し続けた。

たしかに、その政策はある程度、効率化と競争を生み出し成果をあげたが、他方、市場の力を暴力と化せしめていた。そして所得格差の拡大、医療と教育の荒廃などの結果、行き過ぎた社会的不公平への直面が行き過ぎた市場原理に

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

あきさせてしまった。

90年代半ばの労働党の路線転換はサッチャリズムを色あせさせ、1953年生まれのブレア (Tony Blair) が第三の道へとイギリスを招き入れた。ブレアや財務大臣ブラウン (Gordon Brown) は労働党を以前の社会民主党的な労働党と似ても似つかぬものとするとともに、イギリスを変えていった。一方で、一見、社会保障政策等はサッチャーやメジャ時代のものの多くを受け継いだ。当初は相違はそう大きくはなかったが、次第に教育の強調、国民保健サービスの改善児童の扶養等変更していった。ことに、2020年までに児童の貧困を根絶させるという労働党政府の約束は、大きな福祉改革に中心的なものが租税と給付制度を通じての児童と彼らの家族への支援というこれまでの考え方の変更を意味する。例えば、就労家族租税クレジット (Working Families Tax Credit-WFTC) のような就労中の給付は週あたり16時間以上、親が低賃金で雇用につくことと結びつけられた。

もっとも、政権がタナボタ式にころがりこんだのではない。彼らは時代文脈の変化—冷戦終結と社会主義の崩壊、地球規模の環境問題、グローバリゼーションなどをいち早く察知し、他方で、労働党を単なる労働者階級への依存の体質を改めることもしられていた。旧式の社会民主党的な体質と政策 (旧労働党という) 立案に国民が拒否反応を示すことは明らかであった。92年の総選挙での労働党の敗退は増税と給付の旧労働党への拒否反応であったであろう。欧州では一方でグローバル化が進み、他方でポストマテリアリズムが進んでいた。このことは経済的成果だけではなく、文化、教育、医療など総合的に考えねばならなくなっていることを示していた。「第三の道」という用語が流行するようになったのは新しい政治・経済への適応であった。

「新労働党はイギリスにおける戦後の政治を特徴づけた左派 (社会民主主義者) および右派 (新リベラリズム) をこえて新しい時代を伝達すると主張する。彼らは、われわれが世界を形づくる単一の最も重要なカ—グローバリゼーション—に対処するのに最も適したものと信じる『第三の道』を提供するものとする

る。彼らは国民的政府は、人びとをグローバルな経済のニーズに適応させる以外、国内問題を規制するのに殆ど何もしなかったと主張する。この再流行（refashioning）は新労働党の『コミュニティの価値』、市民的責任、家族の連帯そして社会的包含および経済的効率の名において実行された法律の尊重を含む。それはまた、新労働党は、プラグマティックな、そして、左派の基礎主義（fundamentalism）と市場の基礎主義のイデオロギーをこえた新しいプロジェクトを代表するという新労働党の主張を包含する。⁽¹⁾

こうして左派の原理の改定あるいは保守党の経済社会政策への実際的な適応として特徴づけられようが、「第三の道」はえたいの知れない用語として残った。それゆえ、ある人によっては、市場は必要だが、効率的に機能すべく責任ある公的機関による規制を必要とするというサッチャー派の認識以上のものは殆どないとみる。他の人は第三の道の考え方ははるかに大なる可能性を有するものとみる。

「第三の道」のイギリスでの考え方の始まりは1994年であったといえよう。スミス（John Smith）が死去し、ブレアが党首になったとき、彼は過去の政策優先の徹底的な再検討を始めた。それは労働党に新労働党として再焼印を施し、過去の労働党政府の国家福祉の約束の多くを拒絶することになった。前党首スミスによって任命された社会正義委員会（a Commission on Social Justice）によって展開された傑出した報告の上に新しい約束を築くことになるが、その報告にはまだ第三の道という言葉はなかった。ブレアは右派の市場志向のアプローチも、旧左派の独占的国家サービスに対する支援も拒否し、国家と市場の中間に位置する「第三の道」の政策展開に賛成すべきだとしていた。

部分的には労働党の第三の道の取り入れは LSE の理事者であり、ブレアの勧告者であったギデンズ（Anthony Giddens）の著作の上に描かれた現代社会のはるかに複雑化した構成（make up）についての考え方が変化したことを認識

(1) Tom Burden, Charlie Cooper and Steph Petrie, 'Modernising' Social Policy: Unravelling New Labour's Welfare Reforms, 2000, p. 287.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

するものであった。

ギデンズはつぎのようにいう。⁽²⁾

「経済政策とともに、国家ならびに政府の改革において、第三の道の政治は20世紀の終りの偉大な社会的変質—グローバリゼーション、新しい知識を基礎にした経済の興隆、日々の生活の変化、積極的な、リフレクシブな市民の出現—への反応のように思われる。」

重要なのは第三の道の鍵となる局面がブレア政府により、どのように解釈されたかを説明することである。一つの明白なことは、新労働党はその前任者である旧労働党の「課税と支出」の経済社会政策に戻らなかったことである。そしてそのかわりに、福祉国家への政府のアプローチを効果的に定義するようになった第三の道の二つの鍵となる要素に固執したのである。第一に、労働党は、資本主義対社会主義、戦後の期間の国家対市場の議論の過剰なことを一貫して強調した。そしてかわりに、経済社会政策は働くもの [what works] に主にか

かわる必要があると主張した。⁽³⁾

ギデンズはいう。⁽⁴⁾

「古い型の社会民主主義は産業政策とケインジアン需要対策に集中した。一方、ネオリベラルは規制緩和と市場解放に焦点をあてた。第三の道の経済政策はそれ自体異なった優先順位にかかわる必要がある。教育、インセンティブ、企業的文化、柔軟な移譲（権限などの）、そして社会資本の開拓。第三の道の考え方は強い経済は強い社会を前提とする。しかし、この関係は古い型の干渉主義からくるものとは異なる。マクロ経済政策の目標はインフレを低くし、政府借入れを制限し、成長と高水準の雇用を促進するために積極的な供給側の対策をとることである。」

(2) Anthony Giddens, *The Third Way and its Critics*, 2000, p. 65.

(3) Nick Ellison and Chris Pierson, 'Developments in British Social Policy', edited by Nick Ellison and Chris Pierson, *Developments in British Social Policy* 2, 2003, p. 7.

(4) Giddens, *ibid.*, p. 73.

ギデنزにとって、新しい知識経済の成功（の協議）には以上のような核となる要素が必要であった。そしてその遂行において国家と並んで、民間およびボランティア・セクターが重要な役割を果たすものとされる。第二に、イデオロギー的には、新労働党は強力なコミュニティの重要性に賛成する議論において、コミュニタリアンの考え方を重視した。こうしたコミュニティを建設する企ての文脈において、ブレア政府は個々の市民の機会を高めることを表面的に意図した一連のイニシアティブを展開した。

しかし、それは同時に「あてになることは働くことだ」(what counts is what works) という政府のスローガンによってとりこにされた政策決定とサービスの供給への一層プラグマチックなアプローチの産物であった。サービスが国（フェビアン、左派）あるいは市場（ニューライト）によってもっとも良く提供されると仮定するよりも、新労働党政府は何が社会的ニーズをみたく最も効果的な方法であるかに関心があった。そしてそれは他面では効果性についての経験的証拠にもとづいた実際の判断でもあった。⁽⁵⁾

ともかくも、第三の道のこれらの二つの結節的な点 (two nodal points) は「競争」国家の時代におけるイギリスの福祉の事実上すべての領域に吹きこまれることとなった。エリクソンとピアソン (Nick Ellison and Chris Pierson) によると、政策形成に関しては、それらは新労働党により三つの方法で解釈された。⁽⁶⁾

1. 「公共は善、民間は悪」という伝統的社会主義によって影響されることを拒否することが、核となる政策領域に国家支出の焦点をあてることにより支出のパターンを変更することをブレア政府に認めた。そして他のものについては市場の力に道を開くが、ある種のサービスについては囲いこんだ。

2. 労働党はことに社会政策の核となる領域のなかで福祉組織の新しい方式を展開した。公、私およびボランティア・セクターが、強力な、包括的なコミュ

(5) Pete Alcock, *Social Policy in Britain*, 2nd edition, 2003, p. 11.

(6) Ellickson and Pierson, 'Developments in British Social Policy', *ibid.*, pp. 7-8.

ブレア、ギテンズの政治と福祉の第三の道

ニティを築くためにサービスのユーザーとパートナーシップで働くことを奨励された。

3. コミュニティの強調は新労働党を福祉のある種の領域やスペースで、ある種の市民グループの処遇を変更するようみちびいた。この過程は資力調査の増加のような特殊な政策変化、あるいは同様にその活動やライフスタイルが望まれている人びとの行動を修正する努力に関係づけられうる。

ところで、国家と市民社会の間の関係の再構築および新しい形の介入の確立は、福祉プルーラリズムへの方向への最も深遠な移行があった保守党時代に最も明白にあらわれていた。この時期に、労働党の幹部や陰の大臣たちは社会保障に対する保守党の態度や政策を貧困な生活をしている人に厳しいものと批判していた。しかしながら80年代の終り頃から、労働党のなかでも、労働党の歴史的立場を固守しようとする立場の人と近代化し大衆に受け入れられうる顔を見せようとする人の間で緊張が高まっていた。そして92年の敗北はこの緊張にはずみをつけた。増税と給付のみでは勝てなくなっていた。90年代の半ばでもそうであった。90年代の半ばに、新しく成立した「求職者手当」に労働党が反対すべきかについての陰の閣僚たちの中の論争は注目をひいていた。

いずれにしても、新対策が必要と考える人が多くなっていた。労働党のブレア (Tony Blair) 以前のリーダーであったスミス (John Smith) によってたちあげられた1992年の社会正義委員会は労働党の政策を革新するとともに、こうした両派の溝をうめようとするものであった。もちろん、この考え方は後に大きな役割を果たすこととなる。しかし、ジョン・スミスの死は政策の展開にやや異なったアプローチを生むこととなった。社会正義委員会の報告には、まだ『第三の道』の用語はなかったが実質的にはそうした方向は示されており、その後、政府と社会的価値についての考え方に『第三の道』として知られるようになったものが明らかに含まれることとなった。

このビジョンによると、新しい国、経済的ならびに他の利害および市民の間の「新社会契約」は積極的かつ進歩的な変化を達成できる。そして第三の道

の発生は社会民主主義的国家的政治から労働党が離脱するのを区画するために使われることとなる。そしてそれは、経済と国、公と私、政府と人びとの間の関係の再配列を意味した。そしてこうした変化は権利と責任の間のバランスを達成するのにますます重点をおいて、福祉国家的再構築に特別な含意を有する。自身でそなえることのできない人に対してそなえる国家的残余的な役割はその目的のより積極的な概念により置きかえられた。⁽⁷⁾そしてそれは人びとが独力で準備することができるよう保証することである。国家は成果の平等よりもアクセスの平等を提供するように社会的投資のプログラムを約束することになると考える。

しかし、そうはいつでも依然「第三の道」はえたいの知れないものであった。ある人にとっては、市場は必要だが、効率的に機能すべく責任ある公的機関による規制を必要とするというサッチャー派の認識以上のものはないとみられる。他方で、他の人にとって、第三の道の考え方ははるかに大なる可能性をもっている。後者の立場からは、例えばギデンズは、労働党政府を社会民主主義とネオリベラリズムの間の「第三の道」をきり開くものとし、それ自体労働党に対する政策オプションに関する彼らの報告において、社会正義委員会によって述べられた立場を反映するものであるとする。ギデンズは労働党の「第三の道」は五つの方法において社会民主主義と区別されるとする。第一はそれは左の階級政策を中央の近代化の動きで置きかえる。第二に「古い」混合経済は「新」混合経済で置きかえられる。第三に、コーポラティズムの賦課は新民主国家により置きかえられる。第四に国際主義はコスモポリタン国家への途をつくる。第五に、強力な福祉国家は社会投資国家により置きかえられる。おのおの場合においてギデンズはこれらはある程度、社会民主主義とネオリベラリズムの間の妥協とみている。⁽⁸⁾テイラー (Gerald R. Taylor) によると、「これは『社会

(7) Roger S. Smith, 'Politics, Social Justice and Social Fund', edited by Trevor Buck and Roger S. Smith, *Poor Relief or Poor Deal: The social Fund, safetynets and social security*, 2003, pp. 65-6.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

民主的』対策の三つ、すなわち「ふるい」混合経済、コーポラティズムそして福祉国家はもちろんそれ自体、妥協であるために興味のある分析である」と。彼によると、「ギデンズは『新』労働党が妥協の妥協にまつわっていることを示唆しているように思われる。」⁽⁹⁾と。

2. 第三の道へのアメリカの影響と相違

第三の道の議論はアメリカの議論の影響を受けている。もちろん、イギリスの福祉体制はアメリカのそれと異なる。これらの相違は重要である。しかし、それらは、ウォーカー (Robert Walker) によると、イギリスの福祉議論の「アメリカ化」と称したものを阻止しなかった。福祉改革への新労働党の考え方、ことに福祉から就労プログラムに対するアメリカの考え方の衝撃に関する文献は多い。何にもましてアメリカ化は福祉依存の問題に関する新労働党の先入主を高めるのに役立った。⁽¹⁰⁾

「第三の道」はもともとアメリカの民主党員によって新進歩主義 (new progressivism) と表現された。1996年の民主党のリーダーシップ委員会によって発表された新進歩主義宣言は政治の新しい始まりが、根本的に変化する世界に対処するために求められていると論じた。「新進歩主義の礎石は平等な機会、個人的責任、市民とコミュニティの結集であるといわれる。権利とともに責任がある。われわれは自身で面倒を見る方法を見出さねばならない。というのは、大きな機構がそうするのにいまや依存できないからである。公共政策は富の再分配に依存することから富の創生へ移行しなければならない。事業に補助金を提供するよりも、企業を革新し、労働者はグローバル経済において一層効率的になるようにみちびく条件を促進すべきであると考えた。」⁽¹¹⁾新民主党は新進歩主義

(8) New Statesman, 1 May 1988, pp. 18-22.

(9) Edited by Gerald R. Taylor, *The Impact of New Labour*, 1999, p. 1.

(10) Alan Deacon, 'The British perspective on reform: transfer from, and a lesson for, The US', edited by Robert Walker and Michael Wiseman, *The welfare we want?*, 2003, p. 65.

を「第三の道」とも呼び、後にこれが一層使われることとなった。この考え方はクリントン大統領が行う政治にとり入れられ、あるいはそれを目ざした。もっとも、イギリスの議論は経済的考慮よりも個人責任と個人的行動の問題にかかわっていた。そしてアメリカの影響とともに、新労働党は道徳性について前任者保守党とある程度共有したが、それは以前の労働党とも区別されるものであり、また大陸の欧州の社会民主党政府とも区別される。しかしアメリカとよりも欧州と一層区別されるものであった。社会扶助の政治的に生育しうるアメリカのビジョンはたしかに改革の一つの指導的なイギリスの構築物 (architects) とは顕著に異なっていた。他方で、イギリスの経験は重要な政策教訓を提供するものであった。アメリカとイギリスの間には、政策アイデアの交換を認める十分なる適合 (congruity) が存在するといわれる。アメリカの政策モデルの輸出と「福祉から就労へ」及び「労働をペイするものにする」という mantras にカプセルされたレトリックはさらにアメリカへのイギリスの経験の関連を高めたと⁽¹²⁾いう証拠があるといわれる。

保守党とのつながりの重要なものは仕事の中心性と義務の位置の相互認識である。活動びいきの (proactive) 労働を基礎にした政策は当初、サッチャー保守党政府により手をつけられた。そしてその後の労働党政府の改革戦略のなかでの統合的な要素として展開された労働を基礎にした義務はイギリス福祉提供の一つの特徴であった。もっとも、1970年代にはそれほど明瞭ではなかった。メジャーにひきいられた保守党政府は1990年代の半ばにワークフェアの企画を試みていた。しかし、改革の核心で、アメリカのコミュニタリアニズムと新しいパターンリズムの上に画いて、福祉受給者の義務と責任を強調したのは新労働党⁽¹³⁾である。

(11) Anthony Giddens, *The Third Way and its Critics*, 2000, pp. 2-3.

(12) Robert Walker and Michael Wiseman, 'Shaping a vision of US welfare', edited by Robert Walker and Michael Wiseman, *The welfare we want?*, 2003, p. 175.

(13) *Ibid.*, p. 176.

ブレア、ギデنزの政治と福祉の第三の道

労働をペイするものにするという長期的な目標は、福祉から就労へ移る人は、給付に依存しているとき彼らが受けるよりもより高い所得を保証される。この問題の関心は欧州のパートナーとよりも、むしろアメリカと共存している資力調査のある援助への依頼を反映する。1999年に導入され、アメリカの稼得所得クレジット (Earned Income Tax Credit-EITC) の観察によって形づくられたといわれる1999年の租税クレジットの現行の制度のもとのものは1972年の保守党政府によって刺激されたものであった。もっとも、皮肉にも、イギリスの租税クレジットが失敗した後に、それらは現金給付として実施された。⁽¹⁴⁾ 国民最低賃金は1998年まで導入されなかった。

イギリスの新労働党とアメリカの新民主党のアプローチの類似性のもっとも明白な点は両者とも中央左派のための新「第三の道」の中心的な要素として福祉改革を提示したことである。第三の道については多くの文献がありその考え方は多様であり、また、「そのアピールがその概念的な多面性のなかに横たわるカメレオン用語」とも称された。⁽¹⁵⁾ その上、その後の共和党の大統領の出現でアメリカの政治や福祉において、第三の道の議論を終息せしめることとなった。しかし、それでも第三の道の議論は重要であるといわれる。ディーコンの引用しているクラインとラファーティ (R. Klein and A. M. Rafferty) によると、第三の道には二つの次元があるという。⁽¹⁶⁾

「政治的には、第三の道は選挙での生きのびを保証するための中道左派政党の整備の戦略である。理知的にはそれは一貫した行動のプログラムでその整備を正当化するための戦略である。」

福祉改革はこれらの両方の次元に中心的であった。クリントンの「われわれが知っているような福祉を終息させる」という保証と給付の詐欺に取り組み若年者に対し就労要件を強行する約束はまさに選挙区の戦略ではない。「それら

(14) Ibid., p. 176.

(15) Alan Deacon 'The British perspective on reform', *ibid.*, pp. 66-7.

(16) Ibid., p. 67.

はまた福祉政策への新しい、より統合的なアプローチを代表した。⁽¹⁷⁾

アメリカにおいて第三の道に賛成する最も広く引用される言葉は、「第三の道は大きな政府と小さな政府の主張者の不毛の議論を終息させた」というクリントンの断言であった。イギリスにおいては、第三の道の政治の定義的特徴は過去にそれが誤って敵対主義的とみなしていたテーマ—愛国主義と国際主義、権利と責任、企業の増進と貧困に対する攻撃—を調和することであると論じた。彼は伝統的な政治的分割を横断する方法で政策を結合できると信ずる。依存と不平等についての議論はもはや相互に排他的とはみられなくなり、同じ問題の異なった次元の問題としてみられることとなる。

新労働党の福祉改革に対するアプローチはこれまでの相矛盾するパースペクティブからの要素の上に明らかに描き、その上に包含することを求めているということにおいて、統合的なものである。そしてテルズ (Stephen Teles) によると、イギリスとアメリカの第三の道に共通なのはこの総合的な性質である。そして要点は新労働党と新民主党がインセンティブ、権威 (authority) そして道徳的奨励 (moral exhortation) の新しい混合を生み出しただけではまさない。この新しい混合に到達するために彼らは両者とも判断主義 (judgementalism) および個人の行動の議論に関する長く確立されたタブーを無視しなければならなかったことになる。

イギリスでは、このことは資格としての福祉の提供への左派の長きにわたる (long-standing) 付託と条件性に対する猛烈な反対を捨てることを意味した。ギデンズはいう。「集産主義を放棄した第三の道の政治には、個人と共同体の関係を再構築し、権利と義務のあり方を見直す (a redefinition of rights and obligations) ことが求められる。新しい政治のモットーは権利は必ず責任を伴う (no right without responsibilities) である。……旧式の社会民主主義者は、無条件に権利を要求する傾向が強かった。……たとえば、失業給付は、積極的

(17) Ibid., p. 67.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

に求職する義務が伴わなければならない。]アメリカにおいてはそれは1965年の
(18)
モイニハン報告 (Moynihan Report) をとりまく狂熱以来抑制されていた
方法で社会病理学の性質と因果律を論ずることを意味した。結局、それはアメ
リカのマリー (Charles Murray) やミード (Lawrence Mead) のような保守主
義者によって組みたてられた福祉への攻撃に反応することを意味した。
(19)

部分的に新民主党から借り、部分的には政治的進化の自身の路線にしたがっ
て同様な考え方に収斂した。ブレアのリーダーシップのもと、労働党はそれ自
身の「古い進歩主義」—労働党憲章の有名な第四条—を放棄したのである。ブ
レアは労働党を第三の道を展開するものとし、同じ題のパンフレットに自身の
名を記した。

もちろん、福祉が同じようになったのではない。アメリカの近年の福祉改革
は鍵となる問題に対処するのに失敗したといわれる。それに反し、ウォーカー
やヴィーゼマン (R Walker and M. Wisemen) らによると、イギリスの考え方
はアメリカの政策の協議事項を活気づけることができたと考えられている。も
ちろん、そのままの政策移転ではなかった。

3. 社会正義委員会等の考え方

1992年の選挙の敗北後、スミスによる社会正義委員会は変質した現実の分析
の上に、全く新しい方向を打ち出していた。まだ第三の道という言葉は一般的
に使われていなかったとはいえ、第三の道の構想は大体はこの現実分析から来
ている。それは純粋な政治哲学のような理論的なものではなく、選挙に勝ち、
21世紀において成功裡に支配しようとするれば、労働党が採用しなければならない
診断により駆動されたのである。そのキーワードは「新」である。新労働党
は新しい協議事項を求めた。そして「新」の対の一つが「近代化」である。そ
してその内容はニューディールである。一方で、フィールド (Frank Field) は

(18) Ibid., pp. 67-8.

(19) Ibid., p. 68.

改革のための政治的支援を勝ち得るために、富裕者と貧困者をつなぐ必要性を強調していた。貧困者へのアピールだけでは選挙区の民主主義においても得るものがない。それゆえ、自利（self-interest）と愛他主義の結合の必要性が新労働党の鍵となるメッセージであると考えられた。

影の財務大臣ブラウン（Gordon Brown）は1992年にニューディール（New Deal）という用語を初めて使った。彼の経済政策は労働党の綱領（manifesto）の公的の中心部分になった。その重点は成長とインフラストラクチャーへの投資に置かれた。1995年5月22日のメイス（Mais）の講演で、ブレアは同様に新労働党は低インフレと供給側の対策を結合することを約束していた。⁽²⁰⁾

労働党の勝利への道の二つの明確な契機は1994年秋の年次労働党大会での労働党憲章四条の改定の発表と1997年1月20日に、陰の財務大臣ブラウンの所得税の基礎率を引き上げないという発表であった。この後者のことは、二つの重要政党が二年間、同じ支出目標を維持することであった。労働党は投票者に新しく近代化された労働党への人々の信頼が十分に確保され、労働党が支配するのに適しているということ的印象づけようとした。労働党によって唱えられた政策の多くの背後に近代化、ステークホルディング、機会、個人的責任および財政的独立、効率、信頼、パートナーシップおよびコミニタリアニズムという鍵となる新労働党の価値がある。これらの政策は前保守党政府と強い継続性を有している。遂行された共通のテーマはコンシューマリズム、貨幣に対する価値（value for money）、標準、競争、選択および規制緩和、そして資源における財政的窮迫化を含んでいる。しかし、これらのテーマは保守党によって優先されえない他のものと結合している。⁽²²⁾新政府は社会経済的剝奪が社会の部分に財政的に独立する機会から排除していることを認めている。政府はそれゆえ

(20) Susanne MacGregor, *A new deal for Britain?* edited by Helen Jones and Susanne MacGregor, *Social Issues and Party Politics*, 1998, p. 259.

(21) Helen Jones, 'The road to 1997', edited by Jones and MacGregor, *ibid.*, p. 3.

(22) *Ibid.*, p. 21.

生涯の学習や生活のための技能にはるかに重点をおいている。

「第三の道」については多くの批判があった。それに対してギデンズはつぎのようにいっている。「1989年以後、多くがそうであったと同じやり方で左および右を考えることが出来ない」、「第三の道の政治は1989年以後の中心的な教訓—強力な市民社会が効果的な民主政治およびうまく機能する市場システムにとって必要であるという事実—の上に構築しているように見える」、「第三の道の政治—社会民主主義を近代化すること—は統合された、かつ、たくましい政治プログラムを展開することができる。社会正義および連帯を押しつけるどころか、今日これらの理想を遂行する唯一の効果的な手段を代表する。と私(ギデンズ)は論ずるであろう」、「不公平と法人の権力の問題に対処できないどころか、それは現代世界の文脈において、そうすることができる唯一のアプローチである。」⁽²³⁾「第三の道の政治は公的な領域を無視するのではない。それは……公的な機構を再建し再生する手段を提供する。さらにグローバリゼーションを所与として単に受け入れるよりはむしろ、第三の道は洗練されたやり方でそれに応ずる政策を勧告する。……グローバリゼーションについての議論は生態系の問題と深く結びついている。これらを側面的な問題として扱うかわりに、新しい政治的関心に基本的なものとしてそれらを見る。旧左派と現代化された左派の間の主要な相違は、前者が左派主義者の価値をとどめているが、後者がそれを捨てたということではない。第三の道の提唱者はこれらの価値を支援するために、旧左派が認める以上の社会民主党の教義の一層の改訂が必要だと論じている」ということだ。⁽²⁴⁾そしてこうしたことは1980年代半ば以来、欧州の多くの社会民主主義にも起っているとした。

ブレアは第三の道は「その社会正義への付託において熱情的である」と主張する。⁽²⁵⁾のみならず、第三の道は同じコインの両面である社会正義と経済的効

(23) Anthony Giddens, *The Third Way and its Critics*, 2000, p. 29.

(24) *Ibid.*, pp. 29-30.

(25) Tony Blair, *The third way*, Fabian Society, 1998, p. 1.

率の間の間違った選択を調和させている。⁽²⁶⁾

有益な出発点は社会正義委員会である。これは議論の新しい考えを引き出すための労働党のリーダー、スミス（John Smith）によって設置された半独立的な臨時のシンク・タンクであった。社会正義委員会の報告書によると、社会正義の価値は以下のものである。すなわち、すべての市民の平等な価値、彼らの基礎的なニーズをみたすことのできる平等な権利、できるかぎり機会とライフチャンスを拡大する必要、そして可能な場合、正当化されない不平等を削減し除去する必要、である。⁽²⁷⁾ 平等な価値（equal worth）の最も重要な要素は政治的ならびに市民的自由によって大体は考慮される。第二の水準は主として社会的市民権に関心がある。第三の水準は機会の配分（再分配とともに）を含む。第四の水準は社会正義は成功した人びとから事物を取り去り、不成功者に与えることを意味しない。⁽²⁸⁾ いいかえれば、再分配はそれ自身のためではなく、一つの目的のためである。経済的、社会的、政治的変革をともなった変化する世界においてわれわれは三つの代替的な将来に直面するという。第一のシナリオは主として租税と給付制度を通じて社会正義を求める公平論者（Levellers）あるいは旧左派で連想されるものである。第二は自由市場を社会正義を提供するものとみる規制緩和推進者あるいはニューライトを連想せしめるものである。委員会の優先した代替案はコミュニティの倫理と市場経済のダイナミックスを結合する「投資者」を含むものである。⁽²⁹⁾ 要するに、人びとの人的および社会資本の投資が最も中心となる優先事項とする。そして、スミスの記念講演（John Smith Memorial Lecture）で、当時陰の財務大臣であったブラウンは「平等のエッセンスは機会の平等である」といった。⁽³⁰⁾ 数週間後、彼は「成果の平等の探求、そ

(26) Edited by Martin Powell, *Evaluating New Labour's Welfare Reform*, 2002, p. 22.

(27) Commission on Social Justice, *Social Justice: Strategies for National Renewal*, 1994. p. 1.

(28) *Ibid.*, p. 18.

(29) Edited by Martin Powell, *ibid.*, p. 22.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

して、それが労働党の目標であるかのように話してさへも、間違った道にみちびいた」といった。「成果の平等の追求は純粋な社会主義者の夢というよりは社会主義についてのある種の人びとの悪夢である。私はすべてに対する機会によって平等をみることを選ぶ⁽³¹⁾」と。

ブレアによると、公正な社会 (just society) に四つの価値が必須である。すなわち平等な価値、すべてに対する機会、責任およびコミュニティである。

社会正義委員会は労働党の福祉国家に関する広範な政策に新しい容ぼうを採用する企てであり、貧困と社会保障に関する議論の鍵となる要素を造り直すのに影響を及ぼした。不平等を削減する政策は経済的繁栄をそこなうというネオ・リベラルの見解とは対照的に、委員会はこれらは経済的成功に中心的なものと考えた。このことは第二のテーマ、すなわち貧困への主要な解決策としての有給労働へ焦点を置くことを導いた。「有給労働 (paid work) は貧困から脱出する最良の小道 (pathway) であるとともに、多くの人びとがつつましい生活水準を達成することを希望できる唯一の道である。ハワード・グレンナスター (Howard Grennester) 教授はいった。『仕事は福祉の一部分である。そのアンティテーゼではない。』彼は正しい。仕事なしに正義はありえない。」といわれ⁽³²⁾た。第三に正義委員会は公平論者 (levellers) よりも投資者を支援するが、その戦略が古い再分配的な協議事項に対する明確な拒否にみちびいた。公平論者は「機会を増進し、世界市場において競争することを試みるよりも、もともと富と所得の再分配にもとづいた社会正義の戦略」を代表する。「公平論者は積極的な福祉国家、改革された労働市場と強力なコミュニティの新しい結合を通じてよりも、給付制度を通じて社会正義を達成すべきであると信じている。」そして最後に、教育と技能が出生および地位の不平等を克服し、経済的保障と繁栄を

(30) Ibid., p. 22.

(31) Ibid., p. 23.

(32) The Commission on Social Justice; Strategies for National Renewal, 1994, p. 151.

促進する重要な要素と考えた。こうした考え方が、新しい型の労働、パートタイム、失業給付、資力調査の多用の拒否を含めての現代化された社会保険の提案や、給付から有給労働への移行を改善する方法、最低賃金や家族に友好的な政策の提案へむけていった。⁽³³⁾

社会正義委員会と並んで、国会議員フランク・フィールド（Frank Field）は労働党の全体的なアプローチおよび政策を形成するのに影響を与えた。社会保障委員会の長として、また97年以後の社会保障大臣としてフィールドは伝統的な左派の協議事項の中心的な教理に挑戦した。ブレアにより唱えられ始めていたステークホルダー福祉について彼のアプローチの原理を定めた。フィールドは福祉をささえるのに愛他主義よりも自利を強調した。フィールドは「当面、大規模な、無限定の再分配の時代は終わった」といった。⁽³⁴⁾ フィールドにとって、中心的问题是富裕者と貧困者の間の所得の再分配ではもともとなくて、「働く富裕者」と「働く貧困者」との間の再分配であった。第二のフィールドの考え方の重要な点は社会保障の供与は中立的ではなくて、人びとの行動および性格に重要な影響を与えることであった。ことに彼は資力調査のある給付が稼得、貯蓄、正直、福祉への依存を作り出すのに阻害的効果をもつと考えた。第三にフィールドは国と個人の間の関係を再び描き直おした。⁽³⁵⁾

すでに述べたように、フィールド等はネオ・リベラルの考え方を否定するが、その改革のすべてを無視するものではなかった。いくらかのネオ・リベラルの改革は近代化の必要な行動であった。しかし、ネオ・リベラルは社会的結合（social cohesion）に深刻な脅威をつくり出した規制緩和された市場により生み出された社会問題を無視してしまったのである。

(33) Commission on Social Justice, *ibid.*, p. 96.

(34) Frank Field, 'Making welfare work', the underlying principles, edited by Alan Deacon, *Stakeholder Welfare*, 1996, p. 20.

(35) Carey Oppenheim, 'Poverty and social security in a changing Britain', edited by Helen Jones and Susanne MacGregor, *Social Issues and Party Politics*, 1998, p. 144.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

全体的に福祉に関する第三の道は四つの基本的な価値を強調する。

(1) 平等な価値

社会正義は各々の個人の平等な価値の上にきずかれねばならない。才能や努力はすべての面で活躍するよう奨励すべきである。

(2) 結果の平等より機会の平等の卓越。基本的な価値として機会に強く光をあてる必要がある。

(3) 権利は責任の意味を含める。コミュニタリアニズムと並んで、責任は資格と不分離であると見られる。市民の第三の道は「義務のない権利」から条件的福祉に移行する。主たる領域は有給の労働にかかわる。しかし責任のレトリックは多くの他の領域にも浸透する。⁽³⁶⁾

(4) コミュニティ。「政府と市民社会は、お互いに助け合い、お互いを監視し合う」という意味での協力関係を築くべきである。コミュニティという問題意識は、単なる抽象的スローガンではなく、第三の道の政治の拠り所なのである。グローバリゼーションの進展は、上から下への下方圧力を強めるからこそ、コミュニティに焦点をあてる必要があるし、また可能である。ここでいうところの『コミュニティ』とは……近隣、都市、より広い地域を社会的物理的に刷新するための実践的手段にほかならない。⁽³⁷⁾進歩的な政治の鍵となる挑戦は効果的なコミュニティやボランティア組織を保護し、新しいニーズに取り組むためにそれらの成長を奨励するよう、国を条件整備的な力 (enabling force) として使用することであると考える。

こうした価値は多くの政策領域に関連して展開されている。機会戦略、技能戦略、有給労働をより役にたつもの、魅力的なものにすることを意図した政策—ニューディール、最低賃金、児童ケア戦略、詐欺防止キャンペーンなどである。

(36) Martin Powell and Martin Hewitt, *Welfare State and Welfare Change*, 2002, p. 69.

(37) Anthony Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, 1998. 佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999年、139頁。

そして社会保障省が2000年に出した文書『変化する福祉国家』（The Changing Welfare State）の序文にあるように「(働くことが) できる人は労働を、できない人に対しては保障を」となる。責任と機会の強調は家族政策にもあられ、教育や保健でも、伝統的な福祉国家のトップダウンの管理運営よりも、提供機関とのパートナーシップを促進することにより、コミュニティの原理を強調する。

新労働党は旧労働党と多くの面で距離を置き、結果の平等を進めるための課税とその支出による再分配政策が有効であるという仮説、国家セクターは保護され、サービスの受給者は受身の受給者であるという仮説を拒否する。第三の道は要するに、再分配的な干渉主義、トップダウン管理およびパターナリズムの考え方と決別する。

4. 再構築と社会契約の再協議

1970年代の半ば頃、経済状態が悪化するにつれて、市民権の特殊な配置 (specific configuration) を支持した戦後期の制度的なとりきめはますます消費および生産の新しい方法の展開に障害と感じられるようであった。一方、労働契約と社会立法は国民国家内およびますます重要になる国際市場のなかで有効な競争を禁ずるのに責任あるものと一層みられるようになった。

1970年代の半ばまでにイギリスはケインズ主義を放棄し、再構築された政治的協議事項を採用した。この期間の政治的レトリックは、規制緩和、民営化、「自由競争」の効率そして国家のフロンティアの巻戻しを包んでいた。関心は社会権から義務と契約に移行していった。

イギリスでは戦後のコンセンサスの侵食は石油危機に引き続いた激しいインフレの文脈のなかで起り、1976年の労働党政府による所得抑制のIMF処方箋の受け入れ、社会支出の削減、そして最終的にケインズ政策の放棄につながった。1980年代までに福祉国家の巨大な構造改革が始まった。国家と市民社会の間の関係の再構築は福祉のpluralism (welfare pluralism) の方向への深遠

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

な移行が行われた保守党政府の時代に最も顕著にあらわれた。⁽³⁸⁾

1997年の総選挙につづき、ブレア政府の、新労働党がケインズおよびベヴァリにその背をむけたことを示す同様な戦略を追求した。ティーン (A. Dean) によると「新労働党はサッチャーとレーガンのオーソドキシイの経済的リベラリズムを社会的に保守的なクリスチャンデモクラシーに近いものと結合した」。ブレアにとって、「第三の道は進歩的な中道左派がイギリスおよびその他 (beyond) で案出 (forge) された新しい政治のための最良のラベル」である。この新しいオーソドキシイは1980年代のコミュニタリアン転換を反映した。そしてそれは市民社会、家族、コミュニティそして積極的なメンバーシップの概念を強調した。それは、公正な社会 (just society) および平等な値うち (worth) の価値、すべてに対する機会、責任およびコミュニティの増進とかかわった。⁽³⁹⁾

ブレア自身とともに、最も卓越した第三の道の提唱者は社会理論家ギデンズである。そして時には彼は首相のお気に入りの導師 (guru) と称されている。ただ、「第三の道」は一政治家あるいは誰か一人の社会理論家の領分ではない。しかし、それは「新労働党」とますます結びつけられており、ギデンズにより唱えられた社会民主主義の再建とますます結びつけられるようになっている。ギデンズにとって第三の道は民主主義を過去20～30年間にわたって根本的に変化した世界に、そして旧い型の社会民主主義とネオリベラリズムの両方を超越することを求める世界に、適合することを求める思考の枠組みと政策形成にかかわるものである。⁽⁴⁰⁾ つぎの鍵となる要素が第三の道に認められる。⁽⁴¹⁾

- ・社会正義 (社会的包含と平等を含めて)
- ・社会的責任と義務
- ・社会正義達成のための機構としての労働市場

(38) Patricia Kennett, Comparative social policy, 2001, p. 137.

(39) Ibid., p. 137.

(40) Hazel Kemshall, Risk, social policy and welfare, 2002, p. 32.

(41) Ibid., p. 33.

- ・ 残余的な、適切に的を絞った、そして純粹のニードに限定したニードの緩和
- ・ 業績に対する報酬と実績主義（meritocracy）の強調
- ・ 近代化

責任は新労働党の近代福祉国家の第三の道における鍵となる要素である。ギデンズによると、「新しい政治のための主要なモットーとして責任なしに権利なしと人はいうであろう」。⁽⁴²⁾新労働党は労働の倫理をめぐって福祉国家を再建することを欲している。「われわれの野心は給付の申請者、雇主、官吏—すべての側の権利と責任をともなって文化の変化にほかならない。」⁽⁴³⁾

政権を得たブレアは福祉国家の中心に労働の倫理を置くことを約束した。労働の倫理は経済的繁栄および国民的再生に中心的なものともみられた。それはまた給付を通じての懐旧的なニードの緩和から低所得者を援助すべく租税クレジットや家族の就労クレジットのような先を見通したインセンティブの制度への移行を画する。労働市場は依存を除去し、市民生活への参加を高めるための鍵となる活動の舞台とみられている。⁽⁴⁴⁾

業績主義（meritocracy）の促進

労働の倫理と社会的に責任ある、生産的な市民の概念は社会正義を優先化する制度のなかで異なった報酬を正当化するために使われる。事実、最も貢献する人は最も多く受けるべきである。機会はまた業績によって支配されるべきである。もともと、原則として、こうした機会はすべてに開かれているが。⁽⁴⁵⁾

残余のおよび的を絞ったニード

ニードと基礎的なニーズをもつべきという普遍的クレームはベヴァリジ福祉国家の鍵となる概念であった。しかし、このアプローチはかなりの部分「依存」

(42) Giddens, *ibid.*, p. 65. 訳

(43) Department of Social Security, *New Ambitions for Our Country*, 1998, part 1, para 24.

(44) Kemshall, *ibid.*, p. 34.

(45) *Ibid.*, pp. 34-5.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

および「モラルハザード」、ニードの不適切な目的の絞りとおおむね財の大規模な再分配を達成する福祉国家の失敗を通じて、不評判になった。労働市場はいま再分配の鍵となる機構としての姿勢をとっている。「純粋に」労働市場に入ることのできない人は、その人に対して、特殊な対策が履行される、あるいは、厳密な資格基準がみたされるならば給付が支払われる特別の残余のカテゴリーとして扱われる。⁽⁴⁶⁾

近代化

近代化もまた国民再生および経済的繁栄に中心的なものとみられている。柔軟な、高度な技能のある適応可能な労働力はグローバル市場における競争に基本的なものとみられている。より古い製造業からの伝統的な、解職される労働力は、彼らがサッチャー時代に享受したであろう以上に新労働党のもとで一層大きな保護を受けることができない。彼らは近代化され、適応され、新しい技能を学ばねばならない。セーフティネット自体、ポスト・フォーディストの労働市場において柔軟な反応への障害とみられている。⁽⁴⁷⁾

5. 機会の平等

第三の道は結果の平等ではなく機会の平等を主張する。「現代の左派は、機会の平等に主要な重点を置いて、平等へのダイナミックな、ライフチャンスのアプローチを展開する必要がある。社会民主党の近代化は古典的なりべラルが常に指摘していた自由と平等との間に衝突が常にあることを認識して、平等を多元主義とライフスタイルの多様性とに調和するアプローチを見出さねばならない。……左派の多くの人はその相互関連物—インセンティブが才能ある人に進歩するよう奨励する必要がある、機会の平等は成果のより低い不平等よりも典型的により高い不平等を作り出すこと—を受け入れるのが困難であることがわかった。機会の平等は高水準の社会的ならびに文化的多様性を生み出す傾向も

(46) Ibid., p. 35.

(47) Ibid., pp. 35-6.

ある。というのは個人あるいはグループは彼らに適していると思えるように彼らの生活を展開する機会をもつから。われわれはこれらの結果を抑制することを求めるよりも、受け入れるべきである。⁽⁴⁸⁾」

こうした考え方は19世紀末のトーマス・ヒル・グリーン(Thomas Hill Green)などの倫理的リベラルの考え方に近いことも指摘されている。たしかに、その面は存在することを認めるが、ギデンズは、第三の道は倫理的リベラリズムへの逆戻りではないし、ありえないという。それよりも、近年の著述家がより啓発的であり、A.セン (Amartya Sen) の社会的ケイパビリティの概念が適切な出発点になるとしている。平等を促進するために設計された政策は、センがケイパビリティのセットと呼ぶものに焦点をあてねばならないと。不利益は同様にケイパビリティの失敗 (capability failure) - 資源の損失ではなく、達成すべき自由の喪失 - と同様に定義すべきであるとする。「個人は、コミュニテアリアンがいうように、グループ、コミュニティ、文化のメンバーであることを通じて正しく自由を行使する。多元主義の核にあるのは個人的な選択ではなく、個人が属している文化およびグループの多様性である。⁽⁴⁹⁾」

もっとも、機会の平等ですべてがすむわけではない。機会の平等の強調は富と所得の再分配を依然前提としている。それには幾つかの理由があるが、「一つは、機会の平等は結果の不平等つくり出すので、ライフチャンスが世代をこえて再割当されねばならない。こうした再分配なくして、一つの世代の結果の不平等は次の世代の結果の不平等である。第二は機会が必然的に制限され、あるいは他の人がうまくやっているのにとり残される人が常にいるからである。⁽⁵⁰⁾」

ブラウン (Gordon Brown) は機会の平等の推進者であった。彼の機会の平等の見解は正義委員会からの思想を展開し、労働党の政策のアプローチの枠組みを提供した。彼は1996年6月の講演で「機会の平等は政府の基本的な義務で

(48) Giddens, *The Third Way and its Critics*, p. 86.

(49) *Ibid.*, p. 88.

(50) *Ibid.*, p. 89.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

もある。望まれる公的な善ではなくて、積極的に、仮借なく政策の目標として機会の平等を遂行する責任がある。機会の平等はいかにダイナミックであっても、……市場のみによって達成することは不可能である。機会の平等を現実化せしめるのは政府のみである⁽⁵¹⁾」。

こうして国家の役割の重要性を認めたが、同時に機会の平等の議論はブラウンをして貧困に取り組む戦略の再定義に導いていった。

6. リスクの共同管理とポジティブ・ウェルフェア

第三の道は、現代の世界における政府は市民のためになすことができ、なすべきであることについての特殊な理論を基礎にしている。ギデンズの開拓的な仕事はリスク社会の分析を基礎にした政府の役割の理論を展開している。その理論は社会のメンバーの理想や価値によって基本的に社会変化を理解する観念論である。

たしかに、これまでベヴァリジ流のネガティブなリスクに対応し、再分配してきた。そして費用は大きく膨張する一方、経済成長率は半減し、福祉のあり方が問われるようになってきた。旧左派は依然として「ゆりかごから墓場まで」の完璧な福祉国家を良しとしたが、サッチャーは「福祉国家への敵意」をあらわにした。福祉は福祉依存の風潮を生み、勤労意欲も減退させ、モラルハザード（倫理の欠如）が不可避となり社会の活力が低下すると考え、ネオ・リベラルは「セーフティネット（安全網）としての福祉」で事足りりとした。事実、イギリスでは資力調査による給付が大きく増加した。しかし、抑制の姿勢はとつても福祉の費用は全体として削減されるよりも増加していった。しかも、社会の変化とともに近年、技術進歩、社会的排除、片親家庭の増加に起因する新しいリスクが大幅に増加していたが、福祉国家はこうしたリスクに対応しきれていなかったと考える。リスクは多岐多様になっていた。

(51) Oppenheim, 'Poverty and social security', *ibid.*, p. 145.

ギデンズはつぎのようにいう。

「資金ではなくリスクを共同管理しようというのが福祉国家である。社会政策に連帯の考え方が採り入れられるようになったのは、『もともとの特権階級が恵まれない人々とリスクを再分配することに共通の利益を見いだした』からである。しかし、福祉国家は、技術進歩、社会的排除、単親家庭の増加等に起因する、新しいリスクに全く無力である。……福祉改革を進めるに当たっては、……リスクに関する重要な論点につき考察する必要がある。有効な（個人または集団の）リスク管理はリスクを最小限にしたり、リスクへの自己防衛を意味するだけではない。リスクのポジティブでダイナミックな側面を活用すること、リスクの引き受け手に対して報奨金を供与すること等を、リスク管理の一環と心得るべきである。

積極的にリスクを引き受けるのが、企業家の行動様式のようにいわれてきた。しかし、同じことは労働者にも当てはまるのである。失業保険の給付を中断して仕事に就くのも、また特定の産業に就業するのも、いずれもがリスクをとまう行動である。こうしたリスクを引受けることが、本人、そして広く社会に利益をもたらすものである。⁽⁵²⁾」

「ポジティブ・ウェルフェアは、これからの福祉のあり方なのである。個人ならびに非政府組織が富を創造するポジティブ・ウェルフェアの主役なのである。⁽⁵³⁾」

「ウェルフェアとは、もともと経済的な概念ではなく満足すべき生活状態を表す心理的な概念である。経済的給付や優遇措置だけでウェルフェアを達成できない。⁽⁵⁴⁾」

そうすれば「福祉制度をどう改変するか。」「指針となすべきなのは、生活費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本に投資することである。

(52) Giddens, *The Third Way*, 前掲訳書, 194-5 頁。

(53) 前掲訳書, 195-6 頁。

(54) 前掲訳書, 196頁。

私たちは、福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会投資国家を構想しなければならない。⁽⁵⁵⁾

そうすれば、社会投資国家の社会保障制度はどうあるべきか、ギデンズは高齢者と失業者への給付をとりあげている。「高齢者に関して、ラジカルな見地からは、年金支給にまつわる従来の議論が閉じこもっていた狭い枠組みを打破すべきである、との提言がなされるであろう。」⁽⁵⁶⁾「年金問題への関心は、だが、どれだけをどのようにして支払うかという問題に限らず、もっと広い範囲にまで及んでいる。高齢化とは何なのか、様々な社会的変化が高齢者の生活にどのような影響を及ぼすのか、といった問題を抜きにしては年金問題は考えられない。」「ポジティブ・ウェルフェアは、こうした文脈において特段の意味を持つ。すなわち、経済的な給付という問題だけに、話を限定してはならないのである。高齢化は古くて新しいリスクの一つである。」⁽⁵⁷⁾「高齢を責任を伴わない権利を有する時期と解してはならない。……やや平凡な例を引くと、世代間をつなぐパイプとして機能する集団年金方式は、こうした（いま生きている人、いまは亡き人、そしてこれから生まれてくる人）のパートナーシップを前提に据えている。しかし、世代間の契約を成り立たせるためには、もっと深い意味づけがなされなければならない。」⁽⁵⁸⁾

ケムシャル（Hazel Kemshall）によると、社会保険の概念およびそれに中心的な個人のニーズを国家が緩和するという概念は、社会正義とアクティブな責任のある、慎重な市民の概念により置きかえられた。他の評釈者たちは伝統的な福祉主義（welfarism）のなかにリスクの関心の存在（presence）を意識し、個人にふりかかるかもしれない多くのリスクに対する社会保険制度としてベヴァリジの福祉国家を特徴づけた。⁽⁵⁹⁾

(55) 前掲訳書、196-7頁。

(56) 前掲訳書、197-8頁。

(57) 前掲訳書、199頁。

(58) 前掲訳書、201-2頁。

(59) Hazel Kemshall, Risk, social policy and welfare, 2002, p. 38.

ところで、ニードは福祉の構築および提供においてさまざまな役割を果たし、戦後の福祉国家の開始以来さまざまな変化をこうむった。社会政策の改革と再分配のプログラムはいまや労働市場を通じて、そして貢献すべき「機会」の社会工学（すなわち教育とワークフェア）を通じて遂行されている。人的資本への社会投資は国の給付制度を通ずる個人的ニードの遡求的な緩和よりも、はるかに経済的に生産的で効率的であるとみられている。残余的ニードの範疇は次第に削減され、社会的義務と社会的貢献の促進により置きかえられる。ニードとニード文化への依存は経済的柔軟性とグローバル市場への国民的反応に障害になるリスクの引受けとリスクに対する積極的な態度を促進する社会政策（第三の道）は信用を得た (has gained currency)。そしてそれは『リスク社会』のジレンマへの最も効果的な反応としてとなえられている。⁽⁶⁰⁾

そこで問題になるのは、こうしたニーズを基礎とした社会投資制度は焦点の変更あるいは根本的な移行であるかである。焦点を絞りこむことおよび「真のニード」についての現代の議論は現在の社会政策および福祉制度の核心にあり、そしてその問題はニードをより正確に確認し「ニードをベースにした」論議はつねに福祉国家を下ざさえたが、この議論は実際にはその建築および使用において数多くの社会的、経済的、政治的過程をへてきた。そしてしばしばリスクたとえば疾病事故による傷害、失業の対外的なリスクからの保護、に関する関心 (concerns) にそって運営された。ベヴァリジはもともと人びと自身の欠陥なしに労働力の外に出た人びとに対し、最低限の所得を保証するセーフティネットの制度として福祉国家を考えた。ランガン (M. Langan) が思い出させているように、これはそれ自体のために個人的ニードを緩和するためになされたのではなく、「戦後のイギリスの新しい社会秩序の再建を促進する」ために、より大きな役割の一部として追求された。もともとの福祉国家は国民保険および所得維持のような概念を通じて、その基礎となる原則のなかにリスクの概念

(60) Kemshall, *ibid.*, pp. 37-8.

ブレア、ギデンズの政治と福祉の第三の道

と個人的ならびに集成的リスクへの保険的反応 (insurance responses) をはめ込んでいたということが重要である。⁽⁶¹⁾ 供給の機構はそれらを下さきえするアクチュアリー的なリスクの特徴をもっていたけれども、その発端において、福祉国家は個人的よりも社会的リスクが守られるところの、そしてニーズは普遍的、⁽⁶²⁾ 基礎的なそして欠陥のないものとして組立てられる社会政策を反映した。

1970年代までに、ニードの概念ならびに普遍的資格の概念は挑戦されるに至る。1970年代および1980年代を通じて、ことにニューライトの期間においては、ニードという言葉はますます優先性 (priority) という言葉によって置きかえられた。ブラッドショウ (J. Bradshaw) が言っているように、ニードが何であり、誰が必要としているかではなくて、限られた資源に対して第一の請求書をもつべきか？ 誰がそのクレームを判断すべきか、そのトレード・オフは何かである。サッチャー時代には、これは経済的優先性の問題ではまきになくて、ことに不平等の持続性が与えられ、福祉の上昇が与えられたものとするれば、合法性 (legitimacy) の問題となっていた。誰が福祉の網に含まれるべきか否かは鍵となる問題ではなくなっていた。公的準備と私的準備のバランスは根本的に変更⁽⁶³⁾された。

1990年代半ばの新労働党の到来までに割当て (rationing) の受け入れは普通になっていた。そして普遍的なニードよりも「選別的ニード」の概念が福祉の提供に中心的なものになっていた。

要するに、1990年代後半までに、問題はもはやニードをより適切に絞りこむかではなくなっていた。社会の変化とともに、技術進歩、片親家族の増加、社会的排除に起因する新しいリスクが大幅に増加していたが、福祉国家はこうした新しいリスクに対応しきれていなかった。リスクは多岐多様になっていた。問題は社会的包含 (social inclusion) をプログラムの絞りこんだ使用 (targeted

(61) Ibid., p. 38.

(62) Ibid., pp. 38-9.

(63) Ibid., p. 39.

use) と労働市場の戦略的使用を通じて「社会的排除に取り組む」問題である。そこでギデンスによると、「資金ではなくリスクを共同管理しようというのが福祉国家である。」⁽⁶⁴⁾そしてネガティブなリスクをポジティブな対応物に置きかえて、リスクのポジティブでダイナミックな側面を活用する等のリスク管理を行ってポジティブな福祉国家をつくろうという。ポジティブな福祉では個人ならびに非政府組織が富を創造するポジティブ・ウェルフェアの主役であるとする。そして人的資本への投資を強調する。そして「ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈のなかで機能する社会投資国家を構想しなければならない」⁽⁶⁵⁾と。そうしたことが、近年いわれる福祉国家を福祉社会に置きかえる意味であると考えられる。

要するに、第三の道は平等な社会を再定義して「包み込む社会」とし、そのために機会の平等をかかげる。ただし、「機会の平等」だけを保証すればすむとは考えない。底辺の人びとが自力で生活を送ることができるような教育、雇用策を積極的に推進する。そして同等に多様化したリスクに対処し、「資金ではなくリスクの共同管理」をして、ポジティブ・ウェルフェアを求めるのである。「社会投資国家」の概念は、その役割によって、分析的ならびに規範的にも、その本質を把握する。詳細には相違があるが、リスター（Ruth Lister）によると、社会投資国家の基本的特徴は以下のとおりである。

- ・人的ならびに社会資本の投資：典型として児童およびコミュニティ。
- ・児童は将来の市民の働き手（citizen-worker）として特権が与えられる。
- ・平等を促進すべく所得よりも社会的包含を促進するための機会の再分配。
- ・グローバルな競争を高めるための個人および社会の適応。
- ・社会経済政策の統合、しかし後者について、前者の侍女（handmaiden）⁽⁶⁶⁾である。

(64) Giddens, *The Third Way*, 前掲訳書, 194。

(65) 前掲訳書, 196-7頁。

(66) Ruth Lister, 'Investing in the Citizen-workers of the Future: Transforma-

6. 第三の道の社会保障への影響

1997年5月の新労働党政権の樹立以来、社会保障政策に払われる注目はさらに増加した。これは福祉への第三の道のなかでの社会保障の改革を労働党が一層重要視したことを反映するものである。

広範にみると、第三の道は1980年代の終りおよび1990年代のアメリカ、イギリス、および欧州の一部分において、中道左派政党により行なわれた選挙区の戦略、哲学および政策の再評価にかかわるものである。ディーコンはその再評価⁽⁶⁷⁾の三つの要素がかかわるといふ。

第一は社会民主主義の評価および制度を現代社会的および経済状態へ適応さす必要についての第三の道の強調である。例えば、1998年に、ブレアはわれわれ「生活する方法に生じた大きな変化」に福祉国家を適応させることが必須であると主張した。

第二はこれまで両立しないと見なされ、あるいは以前は矛盾する政治的イデオロギーと結びついたとみられた政策を採用することは可能であるという信条である。社会保障の場合では、ブレアは、世代から世代へ先送りされつつけるグロスの不平等を削減し、そして増加するアンダークラスに取り組む必要について語った。第三の要素は、クレイマントの権利と責任の間の新しいバランスを打ち立てる必要を強調するものであった。「これらの第三の道のテーマのおのおのは社会保障への新労働党の政策に確認されう。逆に、これらの政策が成功するかしないかは、第三の道が新労働党が主張するような首尾一貫したそして総合的な哲学であるか政府の批判者が主張するように無原則のつぎはぎであるかどうかを明らかにする。」⁽⁶⁸⁾

tions in Citizenship and the State under New Labour', *Social Policy & Administration*, Vol. 37. No. 5, 2003, p. 437.

(67) Alan Deacon, 'Social Security Policy', edited by Nick Ellison & Chris Pierson, *Developments in British Social Policy 2*, 2003, p. 129.

(68) *Ibid.*, pp. 129–30.

新労働党は社会保障に関するその第三の道を保守党から引きついで給付制度の失敗と対照した。前政府のもので、給付への支出は実質条件でほぼ2倍になっていた。しかし、貧困者の数は減少するどころか、ほぼ2倍になっていた。新労働党が政権を得たとき、貧困者の数はこれまでの尺度で計算して、1400万人が相対的貧困におち入っていた⁽⁶⁹⁾。新労働党の分析では最も基本的な問題は福祉制度が全体としてあまりにも受身になっていることであった。それは財政的支援を提供した。しかし、それは彼らが彼らの機会を利用するのに必要としていた援助と奨励を与えなかった。「給付制度は労働市場と社会の変化に適応するのに失敗した。……制度はますます給付を脱するために積極的な援助を彼らに与えるよりもむしろ、人びとに給付を支払うことのみ集中した。制度は彼らに彼らの生活を改善するための新しい機会を提供することにより失業給付（out-of-work）を受けている片親、疾病者、障害者のクレイマントの数の増加に対応するのに失敗した。」⁽⁷⁰⁾「それは解決ではなく、問題の一部となった。」1998年の、福祉改革に関するグリーンペーパーは、そうしたやり方は個々のクレイマントに災難であり、それは彼らの完全な潜在能力を実現するのに役立つよりも「受身の依存へ」の鎖につながれるとした。給付がより十分な水準に近づけば近づくほどそれらの就労し、節約するインセンティブにおよぼす効果の懸念は大きくなると考えた。この catch-22 から脱脚する唯一の方法は労働年齢の人びとの給付の役割を見直すことであった。それこそが、条件性の導入、すなわち困った時の所得の源泉としての一時的援助の考え方であり、その期間のうちに新しい有給の雇用を確保できるように技能を獲得するなどをとめた⁽⁷¹⁾。政府の目標は就労をめぐって福祉国家を再建することであった⁽⁷²⁾。

(69) Ibid., p. 130.

(70) Department of Social Security, Opportunity for all, Tackling poverty and social exclusion, First Annual Report 1999, Cm 4445, 1999, p. 29.

(71) Deacon, *ibid.*, pp. 130-1.

(72) Department of Social Security, *New Ambitions for Our Country: A New Contract for Welfare*, Cm 3805, 1998, p. 23.

「われわれの野心は給付の申請者、雇用主および公務員間の文化の変化—すべての面での権利と責任をともなった—以外の何ものでもない。福祉から就労へ移行する者は、給付の支払いそのものではなく積極的な援助が与えられるであろう。⁽⁷³⁾」

この文化を変更する決定はさまざまなニューデールでもっとも明瞭に例証された。しかし、同時にそれは社会保障政策をさまざまな方法で形成する。有給の雇用が奨励されるとすればそれはむくわれるものでなければならない。しかし、現実には低賃金の仕事がある。こうしたことは一連の租税クレジットを通じて低賃金の仕事をえているものの所得を支援する方向へ労働党をみちびいていった。片親の就労率は欧州の他の国と比べて低かった。こうした人も租税クレジットで支援すべきであった。それぞれの権利とクレイマントおよび政府の責任は労働年齢の人に限定されなかった。これは貧困抑制戦略の政府の第一次報告で明瞭にされた。⁽⁷⁴⁾

「働くことができる人びとを援助するのがわれわれの役目である。生まれてきた機会を受け入れるのはすべての個人の責任である。同様に健全な年金の基礎構造があるように保証するのはわれわれの義務でもあり、彼らの退職に⁽⁷⁵⁾対して制約することが出来る人がそうするのはその人たちの責任である。」

ディーコンによれば、「これらの権利と責任は単に個人と政府の契約の問題ではない。新労働党にとってそれらはそれよりもずっと広範でより深い。それらは両親、近隣、そしてテナントとして、そしてより広いコミュニティのメンバーとしての人びとの責任にふれる。ニューデールは個人の給付への資格が彼あるいは彼女の行動を条件とする方法の一つの例にすぎない。⁽⁷⁶⁾」そしてこうした傾向は新労働党の第二期にもつづくことになった。2001年の選挙中の演説で、

(73) Ibid., p. 24.

(74) Deacon, *ibid.*, p. 131.

(75) Department of Social Security, *Opportunity for all*, p. 119.

(76) Deacon, *ibid.*, p. 132.

ブレアは「積極的な責任」は福祉改革の核心であらねばならないとし、2002年には児童給付は永続的なずる休みの親から差し引かれねばならないという考え方を支援した。

第三に最も重要なことは有給労働と権利ならびに責任についての労働党のレトリックは目的に対する手段であることである。その目標は福祉に対する一般国民の支援を回復し、福祉国家の資金をつくるのが彼ら自身の利益になることを選挙民に説得することである。そのためにも給付の詐欺は取り組まれており、給付やサービスから最も直接的に利益を得ている人は彼ら自身の義務を果たしていると確信させねばならないと考えた。